

## 第4回浜田市教育振興計画審議会議事録

日 時：令和4年1月7日（金） 18：00～18：35

場 所：中央図書館2階多目的ホール

審議委員：金野会長、富金原副会長、原田委員、金高委員、田中委員、  
山崎委員、岡本委員、大谷委員、大草明美委員、樋野委員、  
佐田委員（欠席）、玉木委員、大草千聖委員、曾根委員、  
川神委員

事務局：岡田教育長、河上部長、草刈課長、龍河副参事、山口課長、  
平岡副参事、永田副参事（欠席）、鳥居室長、田中課長、濱見室長  
日ノ原係長、皆田主任主事、石田主事

出席者：26人

傍 聴：1人

1 会長あいさつ

2 資料説明

3 協議

(1) 浜田市教育振興計画の答申案について

4 その他

(1) パブリックコメント募集期間（予定）

(2) 第5回審議会の開催について

1 会長あいさつ

草刈課長

皆様こんばんは、教育総務課長の草刈でございます。  
開会前にまず、お手元の資料の確認をさせていただきます。  
事前送付の資料が、資料1、資料2となります。  
続いて本日配付の資料がレジュメ、名簿となります。  
もし、お手元に資料がないときは、事務局までお申し付けくだ  
さい。

次に本日の出席者状況をお知らせします。本日の欠席は名簿11  
番の佐田委員1名でございます。

裏面の事務局の方ですが、急用で7番の学校教育課永田副参事  
が欠席となります。よろしくお願いします。

本日の会議であります、本日の委員の出席者は14名であり、  
浜田市教育振興計画審議会規則第4条第2項における委員の過半

金野会長

数以上の出席がありますので、この会議の成立要件は満たしていることを報告させていただきます。

それでは、審議会の議事進行について、金野会長様にお願いします。よろしくお願いします。

皆さん、新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

この会議も第4回を迎えまして、前回、前々回は皆さん方大変貴重な、且つ活発なご議論をいただきまして、かなり煮詰まってきたのではないかと考えています。

今日の資料を見ていただくとお分かりのとおり、かなり、議論することとしてはあまり多くないのかなという気はいたします。

ただ、これだけは言っておきたいということがございましたら、皆さん遠慮なく言っていただければと思います。

後ほど、事務局から連絡があると思いますが、基本的には、どうしても引き継がないといけない議題がなければ、この第4回でいたい終われるのではないかと考えております。

ただ一方で、先ほど申しましたとおり、遠慮なく何でも気付かれたことがあれば言っていただければと思います。

この会議は4回目ですが、皆さん大変活発なご議論をいただき、私としても大変嬉しく思っております。皆さんの忌憚のない意見をいただいて、それを反映できているのではないかなと考えております。

本日もよろしくお願いします。

## 2 資料説明

金野会長

それでは、第4回の浜田市教育振興計画審議会を開催させていただきます。

レジュメの2番となりますが、事務局より資料説明をお願いします。

草刈課長

まず資料1についてです。

委員の皆さまにおかれましては、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

資料1においては、第3回の審議会後にいただいたご意見、ご質問に対し、右側に対応欄を設けて、検討結果を記載しております。

前回の審議会と同様に、個別の説明につきましては、事前送付

金野会長

に代えさせていただき、省略させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

なお、概要につきましてご不明な点がございましたら、ご質問いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは資料1につきまして、ご不明な点があります方は、マイクをお持ちしますので挙手等でご質問をお願いします。

資料1に関して何かございますか。前回の後に、ご質問いただいたことに関しまして、事務局の対応ということで、まとめているものでございますが、何かありますか。

特に意見質問をいただいた方、こういうことではなかったとかございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員  
金野会長

はい。

それでは、資料2に進みたいと思います。

審議の進め方といたしまして、事務局から前回から修正した箇所についてのみ説明をいただき、委員方からご質問、ご意見を伺う方向で進めたいと思います。

まずは修正箇所について、その後に修正箇所以外について審議を行う。最後に答申の本文について議論するということで進めたいと思います。

今回は答申案の検討ということで、審議としては実質最後となります。本日の審議会で決定したものを、審議会として教育委員会に答申するということになります。

本日が最後の審議になりますので、本文の中の文言やこういった事項が抜けているのではないかなど等々のものがございましたら、ご質問やご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局より修正箇所につきまして、説明をお願いいたします。

草刈課長

資料2についてご説明します。

まず修正箇所につきましては、赤字、見え消しにしていますので、よろしくお願いいたします。

それでは25ページをご覧ください。I-(1)-①幼児教育の充実についてです。前回審議会でご指摘があり、主語が幼児教育施設である箇所の「幼児教育」を、「保育・教育」にそれぞれ4箇所修正しています。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>現状と課題、課題のところの2行目、それから内容の概要①の標題、中の1行目、3行目が修正箇所でございます。</p> <p>同様に27ページI-(1)-②幼児教育センターの設置についても、内容の概要6行目、「0歳から質の高い「幼児教育」の部分」を「保育・教育」に修正いたしました。</p> <p>続いて、30ページI-(1)-⑤小中連携教育推進事業について、前回の審議会で議論のありました主権者教育の大切さが伝わる様な表記をということで、内容の〔主な取組〕で、二重丸の5つ目について、前回は9年間の系統を踏まえたふるさと教育の充実というところで、間に「地域の課題に対して自分達ができることをゴールとして設定した」を追記しております。</p> <p>続いて、31ページI-(1)-⑥教職員の働き方改革についてです。前回の審議会でご指摘のとおり、現状値及び目標値に時間外勤務時間という文言を追記しました。</p> <p>前回から修正した箇所については以上です。</p> |
| 金野会長  | <p>事務局より前回から修正のあった箇所について説明がございました。これまでのところで、ご質問やご意見等々がございます方はマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>私から質問ですが、25ページの幼児教育のところについて、他にもこれは何か所かありますが、これは修正が必要ないということでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 龍河副参事 | <p>施設等の名前も含んで、いくつかあると思いますが、これは修正しないということでよろしいのでしょうか。</p> <p>今ご指摘の点につきまして、幼児教育施設に係わるものについては「保育・教育」と直しましたが、「幼児教育」という表現が望ましいところはそのままにしております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 金野会長  | <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>そのほか何かございますでしょうか。田中委員いかがでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 田中委員  | <p>今回私が提案させていただいた主権者教育について、一応こういうふうにとらえていただいてありがとうございます。</p> <p>やはり大事なことだと常々思っております。社会に出た時にも大事なことだと思います。</p> <p>質問と言えば、第3回が終わった後に意見書で出そうと思いましたが、なかなか年末で時間が取れずに今日に至ってしまいました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |

金野会長  
山口課長

たが、一つ 36 ページの問題行動、いじめ等の指導相談についてです。私もいろいろな PTA とかで話したことがあります、いじめということにくっっておられることがほとんどです。いじめはすごく軽くとられてしまっていますが、考えると犯罪なんですよ。傷害罪にあたるということも結構聞きます。

当然暴力、体罰もそうですが、暴力をふるうと外的な傷害です。それから言葉の暴力をすると、内的な PTSD を伴ったりとかするので、これも犯罪で、やはり先日講演を聞いた時に、その方がずっと小学校中学校でいじめを受けた時に、へらへらして流していたが、それがもの凄く、いまだに 50 歳になってもプレッシャー、常に体を攻撃されているという方もいらっしゃいました。

やはりここは、いじめは刑罰を伴う犯罪にもあたるということ、もっと強いところで言ってもらえないかなと思いつつ、質問が出せなかったということがあります。

この辺については、教育委員会ではどういうふうに考えておられるのか聞きたいと思います。

いかがでしょうか。

田中委員がおっしゃるように、実際怪我等、受傷された場合には傷害となります。

実際問題として、生徒が責任を負えるのは、判例等で 12 歳以上からは喧嘩等でも責任を子どもたちが負うかたちになって、それまでは未成年になる。14 歳未満については保護者の責任というかたちになります。

実際、いじめも法律ができて、それからきちっと対策を取ろうというかたちで、市の中でも計画の中に打ち込んで対策を取っているところです。

いじめという言葉、ご指摘があった様に刑法まで踏み込んで記載をすると、そもそもこのいじめ自体が、学校だからいじめで終わっていますが、社会に出れば横文字でハラスメントというかたちで、いろいろなものがハラスメントという違うかたちでの表現になっています。

いじめという表現は法律に基づいてできていますし、計画上はこの言葉で位置づけたいと思っています。

田中委員がおっしゃるとおり、法律に抵触して、犯罪になる部分も結果的に出る部分もありますが、この計画上はいじめという表現でとどめたいと思っています。

田中委員

ありがとうございます。犯罪に該当するという話もどこかで踏まえていただいて、子どもたちの教育にあたっただけなのではないかと思います。何かいじめと云ったら、すごく軽く捉えて、いじめているというより、いじっていると軽く捉える方が多いので、もう少し一歩踏み込んで、ここで表現されなくてもいいですが、教育の現場では犯罪にあたることもあるということを伝えていただければと思います。

岡田教育長

いじめということの考え方について、私からもお話をさせていただきたいと思います。

今、いじめは受けた人がとても嫌な思いをすることをいじめというふうに位置付けております。そのことによって多くの悩みや声が学校現場とか近くの大人などに寄せられることでその対応を早めていくことができます。

今いじめ問題はなかなか件数が減らないと言われますが、そういう小さなものまで、細かなところまで本当に丁寧に対応しながら、そういう芽を早いうちに絶やしていくということで、学校現場も関わっていただいています。

すべてが犯罪に結びつくということではなく、中には本当に重たいものもあると思いますが、教育委員会としてはその様な捉えの中で、早いうちに対応していくということで考えています。そういう基本的なものがあるということをご承知おきいただければ嬉しいかなと思います。

田中委員  
金野会長  
原田委員

ありがとうございます。漏れないようにお願いいたします。

ありがとうございます。原田委員お願いします。

今の問題につきまして、中学校の先生にお聞きしましたが、中学校では基本的人権、憲法を何年生から教えているのか聞いたら、3年生からだと言われました。

基本的人権の 11、12、13、14 条に対して、法の下での平等とか自由権とかあるわけですが、私は法律には詳しくないですが、そういったことに対して子どもたちがどれだけの知識を持って大人になっていくのかなと感じております。

若い人に憲法 11 条って知っているかと聞くと、何？と言われます。私も憲法何条に何があるかということは分かりませんし、何条にどういったことがあるかということをお聞きしました。

だから憲法 9 条は戦争放棄ですが、戦争放棄は知っているが、

金野会長  
樋野委員

9条がそうなんだということは知りません。教えていないということと言われました。

これは何条がどういったことにあたるのかということまでを教えなくてもいいですが、LGBTとか法の下の平等であるということをお教えていかれるのではなかろうか、それによっていじめがどういうものにあたるのかということをお、くどくどと説いていけば、子どもたちもある程度のことは、いじめはどういったものか、社会に出てもハラスメントもなくなるだろうし、そういうことを感じております。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今のことに限って学校現場から意見を言わせてください。

私も小学校畑なので、中学校のことはちょっとよく分かりませんが。憲法としてはやりませんが、小学校5、6年生で政治の勉強をします。その中で憲法の中にある平和主義、基本的人権の尊重、国民主権。この3つの柱があるということをお学習します。ですので、小学校の時点でやりますが、何条でといったこと、そういったことは小学校ではやりませんが、政治の勉強はある程度やります。

それから人権に関しても、集会とかそういったところで、いろいろ子どもたちで相手を思いやるとか、1年生だとチクチク言葉とふわふわ言葉を使って学習していくとか、そういう様なことをやっております。

それから先ほど教育長が言われましたが、いじめに関するカウントに関しても、重大事件もあるけれど、そうではなくて訴えた子がいじめだということは全部カウントして、どういう対応をしたかということをお教育委員会へ報告して、こうなっていますというかたちの対応をお現場ではしています。

ただ、子どもなのでその辺のところはやはりトラブルは起きます。逆にいうと、そのトラブルの中で子どもをどう育てていくのかということが、学校現場では大事ではないかなと思っております。

特に今スマホとかSNSがいろいろ流行ってきて、学校のなかなか目の届かないところで起きてきているので、その辺り家庭とどう連携していくのかということが、これから大事になってくるかなと思っております。

金野会長

ありがとうございます。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各委員<br>金野会長 | <p>他にいかかでしょうか。この件に関してもそうですし、その他すべての箇所についても何かございましたら、お気付きの点がございましたらマイクをお持ちいたしますので、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>全体をとおして、第3回の審議会から本日までのところで、ここは、ということがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>また何かお気付きになられたら後ほど言っていただけたらと思います。</p> |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 協議

#### (1) 浜田市教育振興計画の答申案について

|             |                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金野会長        | <p>資料2の最初に戻っていただき、答申の文面につきましてご質問やご意見があります方は、マイクをお持ちしますのでご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。答申ということで、案とさせていただきます。これでよろしいでしょうか。</p> <p>特別、これは何か訂正するような文言ではないと思いますが、もしよろしければこの文面で確定したいと思います。よろしいですか。</p> |
| 各委員<br>金野会長 | <p>全会一致で承認</p> <p>それでは資料2につきまして、計画（案）、答申の文言について審議を終了したいと思います。</p> <p>本日の審議会での修正となった部分は今のところないかと思いますが、もしも今後何かございましたら言っていただければと思います。修正が必要な部分は修正をし、来週の1月13日（木）に私と富金原副会長とで、教育委員会へ答申を行いたいと思っております。</p>   |

### 4 その他

#### (1) パブリックコメント募集期間（予定）

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 金野会長  | <p>それでは、続きまして事務局よりその他につきまして説明をお願いいたします。</p>                 |
| 日ノ原係長 | <p>今後のスケジュールにつきまして、第1回審議会資料がございましたら、資料3をご参照いただければと思います。</p> |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>金野会長</p> <p>各委員</p> | <p>本日が、資料3でいうと、第4回審議会となります。</p> <p>続いて、先ほど会長からありましたが、答申については、1月13日に金野会長、富金原副会長からいただく予定となっております。</p> <p>続いて、パブリックコメント募集期間を令和4年1月17日(月)から2月16日(水)までを予定しております。</p> <p>また、議会総務文教委員会に1月26日(水)に計画案を説明する予定としております。</p> <p>その後、パブリックコメントでの意見や議員方の意見を鑑み、2月下旬の教育委員会会議にて計画の審議を行い、計画(案)を決定する予定です。</p> <p>そして第5回の審議会において委員の皆様は、パブリックコメントでの意見の紹介や計画書の修正点をご説明し、計画書の報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>これまでの説明について何かございますか。</p> <p>もう一度繰り返しますが、今後の予定としては、来週の答申を、1月13日に私と富金原副会長でさせていただきます。</p> <p>パブリックコメントは1月17日(月)から2月16日(水)まで。その間の1月26日に議会総務文教委員会で説明があるという流れになるかと思います。</p> <p>これにつきまして何かご質問等がございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 第5回審議会の開催について

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>金野会長</p> <p>日ノ原係長</p> <p>金野会長</p> | <p>続きまして、第5回審議会の開催について、先ほどから説明がありますが、あらためて事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>第5回の開催ですが、2月の下旬に計画を決定した際に、今回いただく答申が計画(案)となりますが、案の段階と比べて修正点が少なかった場合は、資料の送付をもって、報告に代えさせていただき、修正点が多かった場合は、その際に候補日を集約させていただき、3月中のところで開催させていただくということでしょうか。この点についてご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま事務局より、第5回の審議会の開催についてご提案をいただきました。</p> |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

各委員  
金野会長

計画における修正点が少なかった場合、つまり議会総務文教委員会とパブリックコメントの中での修正点が少なかった場合については第5回の審議会を開催せずに、資料送付のみとし、修正点が多かった場合は、その際に第5回の審議会についての候補日を集約して審議会を開催してはどうかということでした。

委員方のご意見をお願いしますが、この様なかたちでよろしいですか。

全会一致で承認

ありがとうございます。

それでは修正点が少なかった場合については、第5回審議会を開催せずに、資料送付のみとし、修正点が多かった場合にはあらためて審議会を開催することといたします。

(3) その他  
金野会長  
日ノ原係長  
金野会長

その他事務局から用意された事項がございますか。

特にございません。

それでは、審議は以上となります。

本日の審議内容を踏まえ、事務局において軽微な修正があれば修正いただき、教育委員会へ答申を行いたいと思います。

委員の皆様におかれましては、第1回から本日第4回にわたり、たくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは、本日の審議会を終了したいと思います。事務局から何かありますか。

岡田教育長

第4回の教育振興計画審議会、大変静かに進んでいったなと思っておりますが、これまで3回までのところで本当に多くのご意見をいただきました。それから、お家に帰られてからたくさんのご意見を寄せていただき、それが今回のお示しした案の中に、これなら自分の思いも少し汲み取ってもらえたんじゃないかという案に、何とかまとめられたんじゃないかという思いがしております。その様に、好意的に受け止めさせていただいております。

この教育振興計画は、第1回の時にも少しお話させていただきましたが、これから4年間の浜田市の教育の具体的な戦略となる計画であります。この中には、教育はなかなかすぐに成果が出るわけではありませぬし、継続して、継続は力なりで進めていかなければいけないものもあり、そうしたものもあれば、新しいものも含まれているんじゃないかと思っています。

金野会長

中には、予算の裏付けがまったくなく、いただいた意見の中から、これから考えていかないといけないということもあります。それも踏まえて、きちんとこの4年間の間になんとかかたちになる様に、早めに種を蒔いて、早めに取り組を進めて、なんとか皆さんにまとめていただいた目標に到達する様に一生懸命頑張っていきたいと思っています。

本来であれば、第5回があればそこで決意表明、そうしたことを皆さんにお伝えをしてお礼のご挨拶にしたいと思っていましたが、場合によっては今回で最後、ということになるかと思っていますので、これまでの多くの議論に対して、本当に心から感謝を申し上げたいと思っています。ありがとうございました。

ありがとうございました。

それでは、場合によっては今回最後となりますが、大変拙い司会だったと思いますが、皆さま方のご協力をいただき、無事終わることができました。ありがとうございました。

以上で、本日の審議会を終了します。

終了 18 : 35